



目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 4 号	繰越明許費繰越計算書について (令和 6 年度御殿場市一般会計予算)	1
報告第 5 号	事故繰越し繰越計算書について (令和 6 年度御殿場市一般会計予算)	7
報告第 6 号	予算繰越し繰越計算書について (令和 6 年度御殿場市公共下水道事業会計予算)	1 1
報告第 7 号	御殿場市土地開発公社の経営状況について	1 4 資料 8
報告第 8 号	専決処分の報告について (御殿場市営住宅に係る建物明渡請求事件の提訴について)	1 5
報告第 9 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 6

報告第4号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度御殿場市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、報告する。

令和7年6月5日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和6年度 御殿場市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	木製おもちゃ館整備事業	963,017,000
		玉穂地区屋内プール改修事業	14,000,000
	8 無線放送施設管理費	防災行政無線整備（更新）事業	31,400,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等支援給付金事業 （非課税世帯追加給付）	15,500,000
		住民税非課税世帯等支援給付金事業 （子ども加算追加給付）	8,200,000
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	1,000,000
7 商工費	1 商工費	商工振興事業	70,000,000
		観光振興事業	4,000,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良舗装事業	120,000,000
		社会資本整備総合交付金事業	62,000,000
		御殿場地区道路整備事業	104,000,000
		原里地区道路整備事業	160,000,000

(注) 国・・・国庫支出金 財・・・財産区繰入金 債・・・地方債 負・・・負担金 他・・・その他特定財源

(単位:円)

翌年度繰越額	の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
963,017,000		国 479,554,000	債 264,600,000	財 216,730,000	2,133,000
10,700,000	財 10,700,000				0
31,240,000		国 23,430,000			7,810,000
15,340,000		国 15,340,000			0
2,060,000		国 2,060,000			0
1,000,000		国 1,000,000			0
70,000,000					70,000,000
4,000,000					4,000,000
93,000,000	財 8,400,000 他 750,000		債 75,400,000		8,450,000
54,000,000	財 1,700,000	国 22,545,000	債 19,400,000	負 8,035,000	2,320,000
65,000,000	財 65,000,000				0
121,500,000	財 121,500,000				0

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	玉穂地区道路整備事業	50,000,000
		高根地区道路整備事業	55,000,000
	3 河川費	河川改修事業	64,000,000
		単独事業	11,500,000
	4 都市計画費	街路関連事業	28,400,000
		(仮称)原里市民の森整備事業	3,570,000
10 教育費	5 社会教育費	新図書館等整備事業	606,470,000
合 計			2,372,057,000

(注)国…国庫支出金 財…財産区繰入金 債…地方債 負…負担金 他…その他特定財源

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未 収 入	特 定	財 源	一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
50,000,000	財 50,000,000				0
46,000,000	財 46,000,000				0
34,000,000	財 7,600,000		債 23,700,000		2,700,000
11,400,000	財 9,120,000		債 2,000,000		280,000
28,400,000	財 3,639,000	国 10,200,000	債 13,000,000		1,561,000
3,200,000	財 3,200,000				0
162,000,000	財 58,240,000		債 77,400,000		26,360,000
1,765,857,000	385,849,000	554,129,000	475,500,000	224,765,000	125,614,000

報告第 5 号

事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、令和 6 年度御殿場市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を次のとおり調製したので、報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和6年度 御殿場市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳	
				支出済額	支出未済額
8 土 木 費	2 道路橋梁費	市 道 新 設 改 良 舗 装 事 業	14,584,462	7,280,000	7,304,462
		御 殿 場 地 区 道 路 整 備 事 業	32,104,467	15,110,000	16,994,467
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 施 設 管 理 費	4,884,000		4,884,000
合 計			51,572,929	22,390,000	29,182,929

(注)財・・・財産区繰入金 債・・・地方債

(単位:円)

支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
	7,304,462		債 6,500,000	804,462	物件の収去に不測の日時を要したため
	16,994,467	財 16,994,467		0	物件の収去に不測の日時を要したため
	4,884,000	財 1,465,000		3,419,000	地下水位が高く、修繕完了に不測の日 時を要したため
0	29,182,929	18,459,467	6,500,000	4,223,462	

報告第 6 号

予算繰越し繰越計算書について

令和 6 年度御殿場市公共下水道事業会計予算において、次のとおり予算繰越ししたので、
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 6 年度 御殿場市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越額

(建設改良費の繰越)

款	項	事業名	予算計上額	支出済額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	御殿場浄化センター水処理設備の 建設工事委託に関する協定	502,388,000	335,388,000
1 資本的 支出	1 建設 改良費	御殿場浄化センター汚泥脱水施設 の建設工事委託に関する協定	113,730,000	0
1 資本的 支出	1 建設 改良費	御殿場浄化センター再構築基本設 計に係る技術的援助に関する協定 (2系水処理施設耐震)	38,640,000	14,040,000
1 資本的 支出	1 建設 改良費	御殿場浄化センター再構築基本設 計に係る技術的援助に関する協定 (管廊・放流渠耐震)	11,480,000	0

(単位：円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
167,000,000	(国庫補助金) 69,300,000 (企業債) 92,800,000 (財産区繰入金) 4,885,000 (損益勘定留保資金) 15,000	0	0	仕様設計変更の不測の日数を要したため
113,730,000	(国庫補助金) 62,550,000 (企業債) 48,600,000 (財産区繰入金) 2,559,000 (損益勘定留保資金) 21,000	0	0	事業計画の変更が生じ、変更協議等に不測の日数を要したため
24,600,000	(国庫補助金) 12,000,000 (財産区繰入金) 630,000 (損益勘定留保資金) 11,970,000	0	0	石川県での豪雨災害対応により労務者が不足し、この手配・調整に時間を要したため
11,480,000	(国庫補助金) 5,240,000 (財産区繰入金) 312,000 (損益勘定留保資金) 5,928,000	0	0	入札を実施したが、応募者がなく入札不調となったため

報告第7号

御殿場市土地開発公社の経営状況について

御殿場市土地開発公社の経営状況について、別冊のとおり関係書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に提出する。

令和7年6月5日 報告

御殿場市長 勝 又 正 美

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月5日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第10号

御殿場市営住宅に係る建物明渡等請求事件の提訴について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第2項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月12日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第134条第1項の規定により、次のとおり訴えを提起する。

- 1 相手方 相続財産法人
- 2 事件名 建物明渡等請求事件
- 3 事件の内容及び請求の趣旨

は、 に入居中に死亡したが、相続人がいないため、相続財産法人に対し同物件の明渡しを請求する。あわせて、滞納となっている同物件の家賃等58,500円及び建物明渡し完了までの間の不法行為に基づく賠償金の支払を請求する。

- 4 事件に関する取扱い
訴訟において上記請求が認容されないときは上訴するものとする。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月5日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第11号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第3項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月12日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和7年4月13日、市内神山1925番地の1193付近の市道0129号線において、走行中の乗用車が路面の穴を起因とする剥離し散乱したアスファルト片を避けた際にその穴に落ち、左側前輪1本のタイヤ及びホイールを破損した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 24,227円

2 損害賠償の相手方 【略】

